

佐 高 第 1076号
令和3年3月29日

訪問介護相当サービス事業所 }
通所介護相当サービス事業所 } 管理者様

佐倉市長 西田 三十五
(公 印 省 略)

令和3年度佐倉市介護予防・日常生活支援総合事業における報酬改定
について

日頃より、佐倉市の介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業）の
推進に御理解・御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、総合事業のサービスのうち、旧介護予防訪問介護等に相当するサービ
スの単価は、地域支援事業実施要綱において、「国が定める額を勘案して」市
町村が設定することとされています。

つきましては、今回、国が定めるサービス単価の変更に準じ、別紙のとおり
サービスコード表を改定いたしますのでお知らせいたします。

なお、主な改定内容は下記のとおりです。また、単位数表マスタにつきまして
は、4月1日以降に佐倉市役所高齢者福祉課ホームページに掲載予定でござい
ますので、ご参照ください。

記

1 施行時期

令和3年4月1日

2 共通項目

【新設】新型コロナウイルス感染症への対応への評価としてすべてのサービス
の基本報酬について令和3年9月30日までの間、1/1000の単位数を上乗せす
るコードが新設されます。

3 基本報酬

(1) 訪問型サービス（訪問型生活援助サービス含む）

【廃止】基本報酬の中で適用されていた同一建物減算を算定するコードが廃止されます。（基本報酬とは別に減算として新設されます。）

(2) 通所型サービス

基本報酬について単位数の変更以外の改定はありません。

4 各種加算および減算における改正

各種加算および減算における改正は、介護報酬の改定に準じて行われます。

(1) 訪問型サービス

【新設】同一建物減算を算定するためのコードが新設されます。また、当該減算適用の際は、支給限度基準額の算定の際に減算前の単位数を算入することとなります。

サービス内容略称	算定項目	単位数
訪問型サービス同一建物減算	事業者と同一建物の利用者 又はこれ以外の同一建物の 利用者 20 人以上にサービ スを行う場合	所定単位 数の 10% 減算

(2) 通所型サービス

【新設・見直し】栄養ケア・マネジメントに係る加算の新設および既存の加算の見直しがされました。（第 199 回分科会 参考資料 1 P 90）

サービス内容略称	算定項目	単位数
通所型独自サービス 栄養アセスメント加算	栄養アセスメント加算 ※新設	50 単位/月
通所型独自サービス 栄養改善加算	栄養改善加算※見直し	200 単位/月 (現行単位 150 単位)

【新設】口腔機能向上加算について、CHASEへのデータ提出とフィードバックの活用による更なるPDCAサイクルの推進・ケアの向上を図ることを評価する新たな区分が設けられます。(第199回分科会 参考資料1 P 89)

サービス内容略称	算定項目	単位数
通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ※現行の口腔機能向上加算と同様	口腔機能向上加算(Ⅰ)	150 単位/月
通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ※新設	口腔機能向上加算(Ⅱ)	160 単位/月

ⅠとⅡの同時算定はできません。

【新設・見直し】サービス提供体制強化加算について、見直しが行われました。(第199回分科会 参考資料1 P 110)

サービス内容略称	算定項目		単位数
通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ1※新設	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1(週1回程度)	88 単位/月
通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ2※新設		事業対象者・要支援2(週2回程度)	176 単位/月
通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ11	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)(改正前の加算Ⅰイ相当)	事業対象者・要支援1(週1回程度)	72 単位/月
通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ12		事業対象者・要支援2(週2回程度)	144 単位/月
通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ1	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)(改正前の加算Ⅰロ、加算Ⅱ、加算Ⅲ相当)	事業対象者・要支援1(週1回程度)	24 単位/月
通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ2		事業対象者・要支援2(週2回程度)	48 単位/月

【新設】生活機能向上連携加算について、ICTの活用等により利用者の状態を適切に把握し助言した場合について評価する区分が新たに設けられます。(第199回分科会 参考資料1 P80)

サービス内容略称	算定項目		単位数
通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ※新設	生活機能向上連携加算	3月に1回を限度	100 単位/月
通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ	生活機能向上連携加算 ※現行の生活機能向上連携加算と同様(単位数含む)		200 単位/月
通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ2	生活機能向上連携加算 ※現行の生活機能向上連携加算と同様(単位数含む)	運動機能向上加算を算定している場合	100 単位/月

(Ⅰ) と (Ⅱ) の同時算定はできません。

【新設】利用者の口腔機能低下を早期に確認し、適切な管理等を行うことにより、口腔機能低下の重症化等の予防、維持、回復等につなげる観点から、介護職員等が実施可能な口腔スクリーニングを評価する加算が創設されます。その際、栄養スクリーニング加算による取組・評価と一体的に行われます。(第199回分科会 参考資料1 P89)

サービス内容略称	算定項目		単位数
通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ ※新設(栄養アセスメント加算、栄養改善加算及び口腔機能向上加算との同時算定不可)	口腔栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) (6月に1回を限度)	20 単位/月

通所型独自サービス 口腔栄養スクリー ング加算Ⅱ ※新設（上記加算を 算定しており加算（Ⅰ） を算定できない場合に のみ算定可能）	口腔栄養ス クリーニング グ加算（Ⅱ）	（2）口腔・栄養スクリー ニング加算（Ⅱ） （6月に1回を限度）	5単位/月
---	---------------------------	--	-------

【新設】事業所の全ての利用者に係るデータを横断的にCHASEに提出してフィードバックを受け、利用者のケアプランや計画への反映、事業所単位でのPDCAサイクルの推進・ケアの質の向上の取組を行うことを評価する加算が新設されます。

（第199回分科会 参考資料1 P94）

サービス内容略称	算定項目	単位数
通所型独自サービス科 学的介護推進体制加算 ※新設	科学的介護推進体制加算	40単位 /月

5 その他

（1）【改定なし】区分支給限度基準額について

今回の介護報酬改定に伴う区分支給限度基準額の変更はありません。

（2）【経過措置あり廃止】介護職員処遇改善加算について

介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）については、上位区分の算定が進んでいることから廃止されます。令和3年3月末時点で上記加算を算定している介護サービス事業者については、1年の経過措置期間が設けられます。（第199回分科会 参考資料1 P151）

（3）単位数表マスタについて

佐倉市版単位数表マスタは令和3年4月1日以降に佐倉市役所高齢者福祉課ホームページ、【令和3年4月1日以降の介護予防・生活支援総合事業について】のページに掲載予定です。

（参考資料 令和3年度介護報酬改定における改定事項について）

【お問い合わせ先】

佐倉市 福祉部 高齢者福祉課

包括ケア推進班 担当：田中（魁）

TEL 043-484-6343

（専決者）高齢者福祉課長 田中 綾子